

記 録

令和 5 年 3 月

日向市農業委員会定例総会議事録

令和 5 年 3 月 2 8 日 (火)

令和5年3月農業委員会定例総会議事録

令和5年3月農業委員会定例総会を令和5年3月28日（火）午後3時から  
日向市役所 第1・2・3委員会室において開催する。

農業委員の出欠

出席委員（14名）

1番	股野満男	2番	細川豪邦
3番	黒木耕作	4番	治田健
5番	那須成章	6番	鈴野浅夫
7番	松木親則	8番	甲斐英教
9番	山本孝志	10番	溝口秀樹
11番	海野善文	12番	寺原勝
13番	安藤嘉弥	14番	田原千春

農地利用最適化推進委員の出席者

出席委員（15名）

15番	黒木藤市	16番	黒木豊喜
17番	黒木幸義	18番	野田正明
19番	黒木眞壽美	20番	佐藤力
21番	菊田泰徳	22番	山口佐知男
24番	児玉恭司	25番	直野廣義
26番	黒木和男	27番	黒木義行
28番	赤木康	29番	矢野陸男
30番	橋口泉		

欠席委員（1名）

23番	安藤政廣
-----	------

事務局出席者

事務局長	黒木秀樹	農地係長	柏田高宏
主任主事	井本彩	主任主事	黒木信介

市長部局出席者

農業畜産課主任主事	林田紘典
-----------	------

## 記 録

### 日程第1 議事録署名者の指名

7番 松木 親則 委員

13番 安藤 嘉弥 委員

### 日程第2

議案第12号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第13号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第15号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権設定に係る農業委員会の決定について

議案第16号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権移転に係る農業委員会の決定について

議案第17号 非農地証明願いについて

議案第18号 農地のあっせん申出について

議案第19号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書について

議案第20号 日向市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について

議案第21号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について

報告第13号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第14号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第15号 取下書について

報告第16号 農地中間管理事業に伴う配分計画について

その他

## 記 録

以上、会議の顛末を記し、記録に相違ないことを認めここに署名する

会 長

7 番

13 番

記 録

議事録

議事録

開 会 午後3時00分

- 議長 | それでは、ただいまから令和5年日向市農業委員会3月定例総会を開会します。なお、いつもお願いしておりますが、携帯電話のマナーモードに設定してください。また、発言される際は議席番号を言ってから発言してください。議事録作成に支障をきたしますのでもよろしくお願いいたします。
- 開会に先立ち報告いたします。本日の会議に、23番安藤政廣委員から欠席の届出がありましたので報告します。
- それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。
- 議事録署名に7番松木親則委員、13番安藤嘉弥委員を指名します。
- よろしくお願いいたします。
- 次に議案審議に入ります。
- 議案第12号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてであります。それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 | 受付番号7、土地の所在地は東郷町山陰、田が2筆で742㎡です。
- 譲受理由は規模拡大、譲渡理由は相手方の要望で、権利の種類は賃貸借権の設定です。
- 譲受人は現在9,149㎡を経営されており、林産物を生産されており、申請地も同様に林産物を生産されると伺っています。
- 農地法第3条第1項の規定による許可申請でございますが、同法の第2項の各号には該当いたしません。
- 以上1件、皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。
- 議長 | ありがとうございました。
- それでは、番号7担当の14番委員及び25番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 14番委員 | 14番委員です。問題ありません。
- 25番委員 | 25番委員です。問題ありません。
- 議長 | ありがとうございました。
- それではただいま説明がありました案件につきまして、他に質問等はございませんでしょうか。
- ないようですのでお諮りします。
- 賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 | ありがとうございました。
- 全員賛成ですので番号7は原案のとおりとします。
- 次に、議案第13号農地法第4条第1項の規定による許可申請について事務局に説明をお願いします。

記 録

- 事務局 受付番号4、土地の所在地は平岩、畑が1筆で158㎡です。  
転用目的は物置ですが、追認とあるように既に建築済みです。
- 事務局 申請人にお話を伺ったところ、農地法の手続きが必要であることを知らず、昭和43年頃に申請人の父が物置を建築していたとのことで、申請人から始末書も提出されています。  
申請地は周囲の農地の状況から、中山間地に存在する小集団の農地のため、第2種農地に該当するものと考えられます。農地法第4条第1項の規定による許可申請でございまして、同法の第2項の各号には該当しません。  
以上1件、皆さまのご審議をよろしく申し上げます。
- 議長 ありがとうございました。  
それでは、番号4担当の8番委員及び24番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 8番委員 8番委員です。問題ありません。
- 24番委員 24番委員です。問題ありません。
- 議長 ありがとうございました。  
それではただいま説明がありました案件につきまして、他に質問等はございませんでしょうか。  
ないようですのでお諮りします。  
賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございました。  
全員賛成ですので番号4は原案のとおりとします。
- 議長 次に議案第14号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 受付番号3、土地の所在地は東郷町山陰、畑が1筆で1,406㎡です。  
権利の種類は使用貸借権の設定で、分家住宅の建築となっています。  
先日、県の職員と担当委員と現地調査を行った際に詳しくお聞きしたところ、申請人の親族が畜産業を営んでおり、申請地の敷地の一部を畜産業の駐車場、資材置場として使用したいとのことでした。そのため、転用の目的を分家住宅の建築、駐車場、資材置場と訂正をお願いします。  
申請地のうち、分家住宅用地としては900㎡程度となっています。  
申請地は周囲の農地の状況から、中山間地に存在する小集団の農地のため、第2種農地に該当するものと考えられます。農地法第5条第1項の規定による許可申請でございまして、同法の第2項の各号には該当しません。  
受付番号4、土地の所在地は平岩、畑が2筆で65㎡です。  
権利の種類は贈与による所有権移転です。  
転用目的は引込み道路で、追認とあるように既に転用済みです。  
申請人にお話を伺ったところ、農地法の手続きが必要であることを知らず、昭和43年頃に譲受人の父が所有者の許可を得て道路として使用していたとのことで、譲受人から始末書も提出されています。  
申請地は周囲の農地の状況から、中山間地に存在する小集団の農地のため、

記 録

第2種農地に該当するものと考えられます。農地法第5条第1項の規定による許可申請でございまして、同法の第2項の各号には該当しません。

以上2件、皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。  
それでは、番号3担当の11番委員及び19番委員から補足があれば説明をお願いします。

11番委員 11番委員です。問題ありません。

19番委員 19番委員です。問題ありません。

議長 ありがとうございます。次に、番号4担当の8番委員及び24番委員から補足があれば説明をお願いします。

8番委員 8番委員です。問題ありません。

24番委員 24番委員です。問題ありません。

議長 ありがとうございます。それではただいま説明がありました案件につきまして、他に質問等はございませんでしょうか。  
ないようですのでお諮りします。  
賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので番号3及び4は原案のとおりとします。  
ここで休憩します。

(休憩)

議長 再開します。  
次に議案第15号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権設定に係る農業委員会の決定についてであります。それでは、番号7について事務局に説明をお願いします。

事務局 番号7、土地の所在地は東郷町山陰、地目は田、地積は1,635㎡です。  
設定する利用権は使用貸借権で、期間は令和5年4月1日から9か月です。  
利用権の設定を受ける者は12,595㎡を経営されている専業農家で、利用権設定の更新です。

議長 ありがとうございます。  
それでは、番号7担当の29番委員から補足があれば説明をお願いします。

29番委員 29番委員です。問題ありません。

議長 ありがとうございます。  
それではただいま説明がありました案件につきまして、他に質問等はございませんでしょうか。

記 録

ないようですのでお諮りします。  
賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので番号7は原案のとおりとします。  
ここで休憩します。

(休憩)

議長 再開します。  
議案第15号番号8以降について事務局に説明をお願いします。

事務局 番号8ですが、資料の修正をお願いします。地積は2,497㎡ですが、そのうち1,800㎡のみ利用権を設定したいとのことでしたので、2,497㎡の下に括弧書きで1,800㎡としてください。また、主な作物がWCSとなっていますが、畑としての利用であるため、飼料作に修正をお願いします。

土地の所在地は財光寺で、設定する利用権は賃貸借権、期間は令和5年4月1日から2年間、賃金は5,000円です。

利用権の設定を受ける者は畜産農家で、現在7,537㎡を経営されています。新規での利用権設定となっています。

番号9、土地の所在地は財光寺、田が1筆で578㎡です。利用権の種類は賃貸借権設定、期間は令和5年4月1日から10年間で、賃金は反当たり玄米1俵です。利用権の設定を受ける者は、主に露地野菜を栽培されている専業農家で、現在7,552㎡を経営されており、新規での利用権設定となっています。

以上2件、皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。  
次に、番号8担当の8番委員及び24番委員から補足があれば説明をお願いします。

8番委員 8番委員です。問題ありません。

24番委員 24番委員です。問題ありません。

議長 ありがとうございます。  
次に、番号9担当の4番委員及び28番委員から補足があれば説明をお願いします。

4番委員 4番委員です。問題ありません。

28番委員 28番委員です。問題ありません。

議長 ありがとうございます。それではただいま説明がありました案件につきまして、他に質問等はございませんでしょうか。  
ないようですのでお諮りします。  
賛成の方は挙手をお願いします。



記 録

(全員挙手)

議長  
議長

ありがとうございました。  
全員賛成ですので番号8、9は原案のとおりとします。  
次に議案第16号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権移転に係る農業委員会の決定についてであります。それでは、事務局に説明をお願いします。

事務局

番号1、土地の所在地は塩見、地目は畑が1筆で、地積は198㎡です。  
権利の種類は売買による所有権移転で、所有権移転の時期、対価の支払いは令和5年4月1日、対価は500,000円です。  
所有権の移転を受ける者は主に果樹栽培をされている認定農業者で、現在54,480㎡を経営されています。  
以上1件、皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。  
それでは、番号1担当の9番委員及び16番委員から補足があれば説明をお願いします。

9番委員

9番委員です。問題ありません。

16番委員

16番委員です。問題ありません。

議長

ありがとうございました。  
それではただいま説明がありました案件につきまして、他に質問等はございませんでしょうか。  
ないようですのでお諮りします。  
賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。  
全員賛成ですので原案のとおりとします。  
議案第17号非農地証明願いについてであります。それでは、事務局に説明をお願いします。

事務局

受付番号5番、土地の所在地は日知屋、登記地目は畑、登記面積は357㎡です。  
先日担当委員と一緒に現地調査に行っていました。申請内容どおり農地法施行以前から住宅が建っており、現況としては宅地の状態でした。  
受付番号6番、土地の所在地は平岩、登記地目は畑、登記面積は257㎡です。  
先日担当委員と一緒に現地調査に行っていました。こちらも申請内容どおり農地法施行以前から住宅が建っており、現況としては宅地の状態でした。  
受付番号7番、土地の所在地は幸脇、登記地目は畑、登記面積は2筆で366㎡です。  
先日担当委員と一緒に現地調査に行っていました。申請内容どおり10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難であり、現況としては山林の状態でした。  
以上3件、皆さまのご審議をよろしくお願いします。

記 録

議長	ありがとうございました。 それでは、番号5担当の3番委員及び27番委員から補足があれば説明をお願いします。
3番委員	3番委員です。問題ありません。
27番委員	27番委員です。問題ありません。
議長	ありがとうございました。 次に、番号6担当の8番委員及び24番委員から補足があれば説明をお願いします。
8番委員	8番委員です。問題ありません。
24番委員	24番委員です。問題ありません。
議長	ありがとうございました。 次に、番号7担当の10番委員及び26番委員から補足があれば説明をお願いします。
10番委員	10番委員です。問題ありません。
26番委員	26番委員です。問題ありません。
議長	ありがとうございました。それではただいま説明がありました案件につきまして、他に質問等はございませんでしょうか。 ないようですのでお諮りします。 賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	ありがとうございました。 全員賛成ですので番号5から7は原案のとおりとします。 次に議案第18号農地のあっせん申出についてであります。それでは、事務局に説明をお願いします。
事務局	受付番号3、土地の所在地は日知屋、地目は畑、地積は353㎡です。 今回、農地パトロールの結果、遊休農地として農地利用意向調査をおこなったところ、申出人より申請地を貸したいとあっせんの申出がありました。 受付番号4、土地の所在地は東郷町山陰、地目は田、地積は4筆で4,896㎡です。 今回、所有者である申出人は市外在住であるため、申請地を売りたいとあっせんの申出がありました。 受付番号5、土地の所在地は東郷町山陰、田が11筆で6,409㎡、畑が2筆で1,461㎡です。こちらも、農地パトロールの結果、遊休農地として農地利用意向調査をおこなったところ、申出人より申請地を売りたいとあっせんの申出がありました。現況としては原野の状態でした。 以上3件、皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議長	<p>ありがとうございました。ここで、農地部会が開催されておりますので、農地部会長から報告をお願いします。</p>
農地部会長	<p>はい、農地部会長です。          本日、総会前に農地部会を開催しましたので報告いたします。          総会であっせんを受けるということになれば、3から5までまとめていきたいと思えます。          3番につきましては、3番黒木耕作委員、27番黒木義行委員。          4番につきましては、14番田原千春委員、25番直野廣義委員。          5番につきましては、12番寺原勝委員、29番矢野陸男委員に、お願いしたらどうかということにまとまりました。          以上、報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。          ただいま説明のありました案件について、他に質疑はございませんか。          無いようですので、お諮りします。あっせんの申出を承諾し、部会長の提案のとおり、3番につきましては、3番委員と27番委員を、4番につきましては、14番委員と25番委員を、5番につきましては、12番委員と29番委員を、あっせん委員とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>(全員挙手)</p>	
議長	<p>ありがとうございました。          全員賛成ですので農地部会長提案のとおりとします。          次に議案第19号農業振興地域整備計画の変更に係る意見書についてであります。それでは、日向市農業畜産課林田主任主事に説明をお願いします。</p>
農業畜産課	<p>今回の日向市農業振興地域の整備計画の変更案件は1件で除外案件となっております。          案件1について説明させていただきます。          本案件は、木質ペレットを燃料としたバイオマス発電所の建設に伴い、農用地を除外するものです。          土地の所在地は日向市大字塩見、登記地目は畑8筆で5,477㎡。          雑種地が3筆で9,867㎡。山林が3筆で6,202㎡。原野が1筆で1,044㎡。田が1筆で1,411㎡。宅地が1筆で2,812.96㎡。合計で、24,603.96㎡となっております。          次に除外検討についてです。          第1号について申し上げます。          当該事業所は再生可能エネルギー発電の開発事業を行っており、申請地にバイオマス発電所の建設を予定しております。木材をベトナムから輸入するため細島港からの交通の利便性が確保されていること。また、河川が近く山林に囲まれているため、事業の適している土地と判断し、当該地を選定しました。          代替地について検討しましたが、計画に見合う条件や広さを満たす土地が確保できなかったため、この当該地の代替地が無いと判断し、除外はやむを得ないと考えております。          次に第2号について申し上げます。          当該地は、周辺農地より高台にあり、北側及び南側には河川が流れているため、周辺農地とは分断されていると判断できます。          汚水は、施設内の処理施設で処理した後、東側の道路側溝へ接続をして排水</p>

記 録

- をします。  
よって農業上の効率的かつ総合的な利用には支障がないと考えております。  
次に第3号について申し上げます。  
農業畜産課 農地利用の集積計画と農業委員会事務局の農地転用あっせん等に関する情報により担い手に関する農用地の利用の集積に支障を及ぼす恐れはありません。  
第4号について申し上げます。  
土地周辺には土地改良施設がないため影響はありません。  
次に第5号について申し上げます。  
土地改良事業についても該当はございません。  
以上簡単ではございますが、ご審議いただければと思います。
- 議長 ありがとうございます。ここで、農地部会が開催されておりますので、農地部会長より報告をお願いします。
- 農地部会長 はい、農地部会長です。  
本日、総会前に現地調査を行いまして、その後の状態を開催し、検討した結果、問題ないという結果になりました。  
以上です。
- 議長 はい、ありがとうございます。  
それではただいま説明のありました案件につきまして、質問等はございませんでしょうか。
- 20番委員 20番委員です。  
地元説明会等はまだ行ってないですか？
- 農業畜産課 事業者を確認したところ、近隣の養鶏業者には話をしています。区長等にも話があったか確認したいと思います。
- 20番委員 当該地の上流には、太陽光パネルが設置されているのですが、設置する際、河川が近いため、土砂流入等について、かつて建設会社関係と地元河川組合で協議していた経緯があります。  
今回も、恐らく造成工事を行うと思いますが、この周辺は土質的に軟弱な地盤です。  
また、自分は、地元の農地水協議会代表をしていますが、今のところ、何も話を受けておりません。
- 議長 ありがとうございます。  
他に質問等はございませんでしょうか。
- 15番委員 先ほど、地元区長へ確認したところ、まだ話に来ていないとのことでした。
- 議長 事務局から説明をお願いします。
- 農業畜産課 事業者へ確認したいと思います。
- 議長 ありがとうございます。  
他に質問等はございませんでしょうか。
- 14番委員 14番委員です。

記 録

- 木質ペレットをベトナムから輸入ということですがけれども、輸入品だけですか。県内もしくは国内のものは、使わないのでしょうか。
- 議長 事務局から説明をお願いします。
- 農業畜産課 申請時に確認したところ、基本的に海外のものを使用するとは、聞いていましたが、全て海外のものを使用するか等は確認できておりません。以上です。
- 議長 よろしいでしょうか。  
他にございませんでしょうか
- 事務局長 こちらの企業のホームページを確認したところ、他県で行っている事業では、木質ペレット及びパームヤシを使用しているとのこと。パーム油のため、原料を輸入していると思われます。以上です。
- 6 番委員 6 番委員です。地元区長さんを通じて地元への説明会も開催されておらず、原料についても確かな情報を得ていない状況の中で、変更調書を出して良いと思いますか。
- 議長 はい、事務局から説明をお願いします。
- 農業畜産課 事業者のホームページから情報を得た部分もあり、細かなところまで聞き取りを行っていませんでした。事業者の方針等も再度確認します。
- 議長 よろしいでしょうか。  
他にございませんでしょうか。  
それでは、ここで一旦休憩します。
- (休憩)
- 議長 それでは、再開します。  
再度、事務局に説明をお願いしたいと思います。
- 農業畜産課 只今、事業者等へ確認してまいりました。まず、材料については、木材はすべて海外製を使うということです。  
次に地元への説明について、現在最寄りの養鶏場のみに説明を行っているとのことでしたので、事業者から地元区長に連絡を取り、早急に地区単位の説明会を行っていただくよう説明しました。また、最寄りの養鶏場以外の関係する養鶏場と地権者全員で集めてもらって、そこで話をしていただく必要があるということ、申請の代行事業者の方に説明をしたところであります。以上です。
- 議長 はいありがとうございました。  
以上のような報告が上がりましたが、他に質問等はございませんか。
- 20 番委員 20 番委員です。区長とどの団体をお願いすることになったのですか。
- 農業畜産課 先ほどの意見も受け、地元河川組合等こちらの方でも説明が必要と思われる

	団体を挙げて、区長と協議して決めていくことを事業者の方と打ち合わせたところであります。
20番委員	はい。わかったようなわからないようなところではあります。
議長	よろしかったでしょうか。 以上の質問を踏まえていかがでしょうか。
20番委員	この懸案については、案件については、保留ということになるのでしょうか。許可したらどうなるのですか。
議長	今回はあくまでも、農振除外申請ですから、農業振興地域から除外しますという案件です。その後から、他の許可要件が関わってきます。 事務局から説明をお願いします。
農業畜産課	これは除外案件となり、あくまで農用地の色を抜くというだけの話になります。今後、例えば、他の許可要件である林地開発許可について問題があった時には、今回の決定は取り消される流れとなります。 以上です。
議長	ありがとうございます。 ただいま説明のありました案件について、他に質疑はございませんか。 ないようですのでお諮りします。 賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	ありがとうございました 全員賛成ですので原案のとおりとします。 次に議案第20号日向市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針についてであります。それでは、事務局に説明をお願いします。
事務局	平成30年3月に定めた日向市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、5か年が経過し、その見直し時期となるため、皆さまにご審議いただくものです。主な変更点を説明します。 まず「第1 基本的な考え方」について、2段落目に改正基盤法を踏まえ、「地域計画」に基づく農地中間管理事業を活用した利用調整について根拠法と併せて追記しています。3段落目以降についても、改正基盤法に基づく変更点、特に最適化活動について追記しています。 次に「第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法」の、「1. 遊休農地の発生防止・解消について」のうち、「(1) 遊休農地の解消目標」について、現在の遊休農地を解消するという数値目標を設定しています。また、「(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法」を新たに設け、その進捗状況を遊休農地の割合により評価し、単年度毎の評価の公表方法について示しています。 「2. 担い手への農地利用の集積・集約化について」「(1) 担い手への農地利用集積目標」として、目標年度に集積率80%となるよう、数値目標を設定しています。また、「(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法」として、改正基盤法等に基づいて修正・追記を行っています。さらに、「(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法」を新たに設け、その進捗状況は農地の集積率によって評価し、単年度毎の評価の公表

事務局	<p>について示しています。</p> <p>「3. 新規参入の促進について」「(1) 新規参入の促進目標」として、過年度の実績に基づき、数値目標を設定しています。「(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法」として、前回までは「関係機関との連携について」と「農業委員会のフォローアップ活動について」のみでしたが、「新規就業フェア等の参加について」、「企業参入の推進について」を追記しています。また、「(3) 新規参入の促進の評価方法」を新たに設け、その進捗状況は新規参入者の数により評価し、単年度毎の評価の公表について示しています。</p> <p>最後に、「第3 「地域計画」の目標を達成するための役割」を新たに設け、農業委員会の果たすべき役割について記載しています。</p> <p>以上、皆さまのご審議をお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの説明に説明のありました案件につきまして、内容の理解や疑問等がありましたら質問いただきたいと思います。</p> <p>ないようですのでお諮りします。</p> <p>賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございました</p> <p>全員賛成ですので原案のとおりとします。</p> <p>次に議案第21号令和5年度最適化活動の目標の設定等についてであります。それでは、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>「令和5年度最適化活動の目標の設定等」について、来年度1年間の目標を設定するものです。この目標は、現況に対して設定すべき目標が国に示されています。そのうち、「Ⅱ 最適化活動の目標」「2 最適化活動の目標」「(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標」について皆さまにご協議をお願いしたいと思います。</p> <p>1人当たりの活動日数については、最低限の7日で設定していますので、昨年度同様7日とさせていただきたいと思います。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員も、全員最適化活動は必須となっています。農業委員について、その人数を0人とするのか、中立委員を除く13人とするのか、設定していただきたいと思います。ただし、来年度は改選時期でもありますので、改選後は、必要に応じて年度途中に見直しを行うか再度確認する予定としています。</p> <p>また、最後の「(3) 新規参入相談会への参加目標」ということで、これまで事例はないですが、来年2月頃に農地相談会を開催してみてもどうかということでご提案させていただきたいと思います。</p> <p>以上、皆さまのご審議をお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ここで一旦休憩したいと思います。</p> <p style="text-align: center;">(休憩)</p>
議長	<p>それでは、再開します。</p> <p>ただいま事務局から説明のありました案件につきまして、会長代理の方から、今期の最適化活動を行う農業委員の人数は、0人という意見が出ました。</p>

## 記 録

これにつきまして、お諮りします。  
賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで、会長代理の意見のとおりとします。  
以上をもちまして、議案の審議を終了いたします。  
続きまして、報告13号から第16号について、事務局長から報告をお願いします。

事務局長 それでは、日向市農業委員会事務局規程による受理通知書の交付等について、ご報告申し上げます。

報告第13号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出についてであります。届出の件数は1件、土地は田1筆で面積は1,014㎡であります。転用目的につきましては、駐車場であります。

次に、報告第14号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出についてであります。届出の件数は8件、土地は田4筆、畑6筆で面積は3,420㎡であります。転用目的につきましては、住宅、駐車場であります。

次に、報告第15号 取下書についてであります。2月総会で審議から外した非農地証明願であります。

次に、報告16号 農地中間管理事業に伴う配分計画についてであります。別紙をご覧ください。3件、10筆で7,242㎡の配分が行われております。

以上ご報告申し上げます。

議長 ありがとうございました。  
それではただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

質問等もないようですので、これをもちまして全ての会議の日程を終了しますとともに、議長の任を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。